

京都市職員措置請求書

京都市職員措置請求書

2004年1月16日

1 請求の趣旨

京都市教育委員会は、2002年12月20日に、第1回教育実践功績表彰式典を開催し、「優れた教育活動の実践によって本市教育の振興発展に貢献した」として、市立の小・中学校や高等学校、養護学校の教員ら546名を表彰した。さらに、2003年11月18日にも、第2回の表彰式典を開催し、629名の教員らを表彰した。

このことを市民に向けて公表した京都市教育委員会『教育きょうと No93』（2003年1月28日発行）では、単に「表彰」と説明しているだけだが、被表彰者には、一人2万円の図書カードが支給されている。この図書カードに要した費用だけでも、初年度1,208万円、2年目には1,393万円にもなっている。

また、図書カードだけではなく、図書カードを立てて机の上に飾るためのアクリル製のカード立て（初年度40万円、2年目は53万円（以下同じ））、表彰状とその額縁（95万円、58万円）、手さげ袋（16万円、16万円）、被表彰者が胸につける紙バラ（4万円、5万円）、式典の冊子（10万円、10万円）、グループ毎の記念写真（50万円、48万円）、ホテルの宴会場の利用料や看板その他の費用（2年目72万円）、つば花（6万円、6万円）など、この表彰制度全体に要した費用は、初年度1,455万円、2年目には1,667万円、合計で3,122万円もの大きな額になっているのである。

そもそも図書カードを立てるためのカード立てなど、一体誰が使用するのが疑問だし、参加者の胸に紙のバラをつけさせ、グループ毎に記念写真までとって全員に配布するなど、馬鹿げているにもほどがある。また、何故、高

級ホテルの豪華な宴会場を高い費用を払って利用しなければならないのかも理解に苦しむ。

京都市は深刻な財政危機に直面し、非常事態宣言によって新規事業が凍結され、継続事業についても経費が大きく削減されている中で、このような華美に走った無駄な費用の使い方は、市民として理解できない不当な公金の支出である。しかも、この事業は、2002年度の当初予算には全く計上されていなかったにもかかわらず、突然、実施されたものである。まさに、議会・市民を無視した、違法・不当な公金の支出という他ない。

京都市立の公立学校の教員は約 5,400 人であるから、2年間ですでに2割以上の教員が表彰されたこととなる。この教育実践功績表彰は、要綱では「毎年11月1日に行う」とされており、今後もこのペースで実施されれば、約10年で、ほとんどの教員が表彰を受けることとなる。これでは、第1回、第2回といった表彰年度により序列があるとしても、ほとんどの教員への一律支給に近くなってしまう。

地方公務員法第25条では、「職員の給与は、(一部略)条例に基づいて支給されなければならない、又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない」とされている。今回の表彰は、教育長が決定した「京都市教育委員会教育実践功績表彰要綱」に定められているだけであり、2年間で3千万円近い有価物(図書カード)の多くの教員への支給は、地公法違反という他ない。

要綱によれば、被表彰者の決定は、あくまでも「校長らの内申に基づく」とされており、校長の意に添わない教員は内申されない。(一応、選考委員会が設けられているが、600名もの候補者を選考委員会が個々に判断できるはずはない。現に、情報公開請求で明らかになった第2回選考委員会の会議録では、教育委員会事務局提案どおりそのまま決定されており、選考委員会は形式的なものでしかないことは明白である。)また、式典では、来賓には「略礼服」、教員には「式典に相応しい服装」の着用が要請され、会場には、正面に「日の丸」が掲揚され、司会が「国旗をまっすぐ見て、大きな声で国歌を斉唱してください」と促し、胸にバラをつけた教員らが起立して「君が代」を斉唱したという。また、被表彰者は、「履歴事項として賞罰欄に記載する」とされている。この表彰制度は、市教委 - 校長の権限を強化し、教員を序列化して分断することを狙ったものであると言えよう。

このように、今回の教育実践功績表彰に要した費用は、違法・不当な公金の支出であり、門川大作教育長、高桑三尾教育次長(初年度は総務部長)、在田正秀総務部長(初年度は総務課長)、中村啓子総務課長らは、京都市に対し、連帯して3,122万円の損害賠償金を支払うこと、また図書カードを受領した

1,175名の教員らは、その図書カードを返還せよ、との勧告を求める。

2 請求者

住所 京都市西京区

氏名 北上田 毅ほか9名

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

京都市監査委員殿

注 事実証明書の記載を省略した。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 139 号

平成 16 年 3 月 10 日

請求人 様

京都市監査委員 井 上 與一郎

同 安孫子 和 子

同 下 蘭 俊 喜

同 藤 井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成16年1月16日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

第1 請求の受理

1 請求の要旨

京都市教育委員会（以下「市教委」という。）は、平成14年12月20日に第1回教育実践功績表彰式典（以下「第1回表彰式典」という。）を開催し、「優れた教育活動の実践によって本市教育の振興発展に貢献した」として、市立の学校（小学校、中学校、高等学校及び養護学校並びに幼稚園をいう。以下「市立学校」という。）の教員（以下「教員」という。）546名を表彰した。更に、平成15年11月18日にも、第2回教育実践功績表彰式典（以下「第2回表彰式典」という。なお、第1回、第2回を区別しないときは「表彰式典」という。）を開催し、629名の教員を表彰した。

このことを市民に向けて公表した市教委発行の「教育きょうと No93」（平成15年1月28日発行）では、単に「表彰」と説明されているだけだが、表彰を受けた教員（以下「被表彰者」という。）には、一人2万円の図書カードが支給されている。この図書カードに要した費用だけでも、平成

14年度1,208万円、同15年度には1,393万円にもなっている。

また、図書カードだけではなく、図書カードを立てて机の上に飾るためのアクリル製のカード立て（以下「カード立て」という。平成14年度40万円、同15年度53万円（年度ごとの費用の記載順序について、以下同じ。）、表彰状とその額縁（95万円、58万円）、手提げ袋（16万円、16万円）、被表彰者が胸につける紙バラ（以下「紙バラ」という。4万円、5万円）、表彰式典の冊子（以下「冊子」という。10万円、10万円）、グループごとの記念写真（以下「記念写真」という。50万円、48万円）、ホテルの宴会場の利用料や看板その他の費用（平成15年度72万円）、つば花（6万円、6万円）など、この教育実践功績表彰制度（以下「功績表彰」という。）全体に要した費用は、平成14年度1,455万円、同15年度には1,667万円、合計で3,122万円もの大きな額になっているのである。

そもそもカード立てなど、一体誰が使用するのか疑問だし、式典の参加者の胸に紙のバラを着けさせ、グループごとに記念写真まで撮って全員に配布するなど、馬鹿げているにもほどがある。また、何故、高級ホテルの豪華な宴会場を高い費用を払って利用しなければならないのかも理解に苦しむ。

京都市（以下「市」という。）は深刻な財政危機に直面し、非常事態宣言によって新規事業が凍結され、継続事業についても経費が大きく削減されている中で、このような華美に走った無駄な費用の使い方は、市民として理解できない不当な公金の支出である。しかも、この功績表彰は、平成14年度の当初予算には全く計上されていなかったにもかかわらず、突然、実施されたものである。まさに、議会・市民を無視した、違法・不当な公金の支出というほかない。

教員の総数は約5,400人であるから、2年間ですでに2割以上の教員が表彰されたこととなる。この功績表彰は、京都市教育委員会教育実践功績表彰要綱（以下「要綱」という。）では「毎年11月1日に行う」とされており、今後もこのペースで実施されれば、約10年で、ほとんどの教員が表彰を受けることとなる。これでは、第1回、第2回といった表彰年度により序列があるとしても、ほとんどの教員への一律支給に近くなってしまう。

地方公務員法（以下「地公法」という。）第25条では、「職員の給与は、（一部略）条例に基づいて支給されなければならない、又、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない」とされている。今回の表彰は、京都市教育委員会教育長（以下「市教育長」という。）が決定した要綱に定められているだけであり、2年間で3千万円近い有価物（図書カード）の多くの教員への支給は、地公法違反というほかない。

要綱によれば、被表彰者の決定は、あくまでも「校長らの内申に基づく」とされており、校長の意に添わない教員は内申されない。(一応、教育実践功績表彰選考委員会議(以下「選考会議」という。)が設けられているが、600名もの候補者を選考会議が個々に判断できるはずはない。現に、情報公開請求で明らかになった平成15年度第2回選考会議の会議録によると、教育委員会事務局(以下「市教委事務局」という。)の提案どおりそのまま決定されており、選考会議は形式的なものでしかないことは明白である。)また、表彰式典では、来賓には「略礼服」、教員には「式典に相応しい服装」の着用が要請され、会場には、正面に「日の丸」が掲揚され、司会が「国旗をまっすぐ見て、大きな声で国歌を斉唱してください」と促し、胸にバラをつけた教員が起立して「君が代」を斉唱したという。また、被表彰者は、「履歴事項として賞罰欄に記載する」とされている。功績表彰は、市教委と校長の権限を強化し、教員を序列化して分断することを狙ったものであると言えよう。

このように、功績表彰に要した費用は、違法・不当な公金の支出であり、市教育長、高桑三男教育次長(平成14年度は総務部長)、在田正秀総務部長(平成14年度は総務部総務課長)、中村啓子総務部総務課長らは、市に対し、連帯して3,122万円の損害賠償金を支払うこと、また図書カードを受領した1,175名の教員は、図書カードを返還せよ、との勧告を求める。

2 要件審査

- (1) 本件請求のうち、平成14年度の功績表彰に要した経費を対象とした部分については、当該経費に係る支出決定が行われた日から1年以上経過している。当該経費に係る支出決定が請求人に対し、ことさら隠蔽して行われたものではないとしても、予算書、決算書、パンフレット等、請求人が入手可能な資料によっては、金額や用途等の具体的な内容が明らかになっていないことから、請求人が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて、監査請求をすることができる程度に、その存在及び内容を知ることができなかつたと言うべきであり、本件請求は、その具体的な内容が記載された公文書が公開された平成15年12月19日から相当な期間内に行われたと認められるので、法第242条第2項ただし書きに規定する「正当な理由」があると判断する。よって、請求人が本件請求の対象としている平成14年度及び同15年度の功績表彰に係る経費の支出すべてについて、監査の対象とする。
- (2) 本件請求を行った10名のうち1名については、京都市の住民であることについて確認することができなかつたため、当該1名からの請求については、法第242条第1項の規定に適合していないものとして、平成16

年 1 月 29 日付けで却下した。

第 2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 16 年 2 月 10 日に請求人北上田毅及び同時田直子から陳述を受けた。これら 2 名の請求人は、本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨は概ね次のとおりである。

- (1) 要綱に基づき、平成 14 年度及び同 15 年度の 2 年間で表彰された教員は 1,175 名で、教員の総数（約 5,400 名）の 2 割以上に上り、今後もこのペースで表彰が行われると約 5 年間でほぼ全員の教員が対象となる。被表彰者には一人 2 万円分の図書カードが授与されているが、5 年間でほぼ全員の教員が対象となるような功績表彰による図書カード（有価物）の授与は、明白に地公法第 25 条に違反している。

市教委は、図書カード支給の意味を「優秀な教員の多くは自費で書籍を買っている」と説明しているが、これは給与その他の給付であることを示している。

- (2) 平成 14 年度の功績表彰に要した経費は、同年度の当初予算に全く計上されていなかった。1,455 万円もの費用を要する功績表彰が予算を無視して実施されたわけであり、これは総計予算主義を定めた法第 210 条及び予算編成の原則を定めた地方財政法（以下「地財法」という。）第 3 条の規定に違反するものである。

1,455 万円もの経費を要するのであるから、正式な事業名は決まっていなかったとしても優秀な教員を表彰するという趣旨で議会の了承を得てから執行するべきであった。

- (3) 被表彰者に授与された図書カードはオーダーメイドで、版下の作成や印刷に金色を使用したために額面分以上の費用を要している。

被表彰者全員に授与されたカード立てには、2 年間で 93 万円も使われているが、これは金券たる図書カードを机に飾るためのもので、常識外れのものである。

また、表彰状を入れる木製の額縁も被表彰者全員に授与されているが、市が民間の人に表彰状を出すにしても通常は表彰状だけであって、額縁など配ることはない。

加えて、被表彰者をグループに分けて記念撮影を行い、被表彰者全員に記念写真が配られており、この写真関連費用だけでも 2 年間で 98 万円を要している。

更に、第 2 回表彰式典は、ウエスティン都ホテル京都（以下「都ホテル」という。）の大広間で行われており、会場費、照明設備、看板等の費

用に 66 万円が支出されている華美なものである。

他にも冊子に 2 年間で 20 万円，手提げ袋に 2 年間で 32 万円，つば花にも毎年 6 万円が支出されている。

これらの支出は，いわば「内輪」の教員に対する支出であるが，財政非常事態宣言の中で，このような華美に走った，無駄な公金の支出は，財政秩序について定めた地財法第 4 条第 1 項の規定に反するもので，明らかに違法である。少なくとも不況に苦しむ市民の理解を得ることができない非常識なもので，不当な公金の支出である。

- (4) 功績表彰で表彰されるには，校長の内申が必要であるが，内申の客観的基準はない。

また，被表彰者の選考に関して市教委は，選考会議を設け，その選考会議の委員（以下「選考委員」という。）には民間人や保護者が加わっていると説明している。しかし，選考委員のほとんどは役人や校長であり，市民参加を装ったに過ぎず，選考会議は実態として何ら機能していない。実態として選考したのは市教委事務局である。

- (5) 功績表彰は，教員を序列化，分断してもの言わぬ教員づくりを目指すため，実施されたと言えるものである。

要綱では，功績表彰の趣旨として，教員の更なる意欲喚起ということを強調しているが，実際には，校長に対する不信感を増幅させているだけで，逆効果となっている。

- (6) 表彰制度とは，通常は表彰された本人が何に対して表彰されたのか分かっていないはずであり，なぜ，自分が表彰されたのか分からないようなことはない。

しかし，功績表彰で表彰された教員は，自分がなぜ選ばれたのか分からず，手放しでうれしいということはなかったようである。

誉められることを拒絶することは難しいと思うが，「優秀」という基準が校長の胸先三寸だけで，親や子どもの思いが入っておらず，これでは，子どもに目を向けるのではなく，校長は市教委の，教員は校長の顔色をうかがうことになる。

- (7) 市の財政状況は厳しく，予算の削減が言われ，現場に厳しい状況が生じている中で，2 年前から，内部の教員を任意で選んで表彰する功績表彰が，保護者が全く知らないうちに行われている。そしてこの功績表彰のために，半日のわずかな時間で千数百万円を使うことなど市民感情としては考えられないことである。

市教委がこのようなお金の使い方をするについて黙っているわけにはいかない。

この請求人の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、市教委事務局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

2 新たな証拠の提出

請求人は、平成 16 年 1 月 20 日に新たな証拠の提出を行った。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成 16 年 2 月 27 日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 功績のある教員に何ら優遇措置がされておらず、経験年数が同じであれば、熱意や努力にかかわらず同一の給料となる現行の給与制度の下において、教員の意欲や努力が報われ、評価される体制を作ることは、内閣総理大臣の下に置かれた教育改革国民会議が平成 12 年 12 月 22 日に発表した「教育改革国民会議報告 教育を変える 17 の提案」（以下「国民会議報告」という。）及び「今後の教員免許制度の在り方について」の中央教育審議会答申（以下「中教審答申」という。）においても提言されている。

(2) 市教委では、昭和 60 年度から教育推進者表彰制度（以下「旧表彰制度」という。）を設けていたが、表彰の要件、市立学校の教員の年齢構成等から、表彰を受ける者が特定の分野の中堅、ベテラン教員に偏るという課題があった。

教育改革が本番を迎える平成 14 年度において、学校教育活動の更なる活性化を担う教員の熱意と努力を適正に評価し、それに報いる措置を講じることが、すべての教員のより一層の意欲喚起、資質・指導力の向上につながるという考え方から、新しい表彰制度を設けるべく、平成 13 年度から関係各課（総務部総務課、同部教職員課及び学校指導部教育計画課）からなるプロジェクトで検討作業を開始した。

更に、平成 14 年 4 月に、文部科学省から「新しい教員の人事管理のあり方に関する調査研究」の「優秀な教員の表彰制度等」について委嘱を受けたことを契機に、既設のプロジェクトを「表彰制度改革プロジェクト」として組織し、表彰分野の拡大、表彰要件の緩和、所属内申の重視、表彰機会の拡大、報奨の拡充及び選考過程の透明化の観点から、検討を行い、その成果を踏まえて功績表彰を創設した。今後とも、選考委員はもとより、幅広く意見を聞き、功績表彰の趣旨がより活かされるよう、更なる改善に努めていく。

(3) 功績表彰は、教員のより一層の意欲喚起、資質・指導力の向上につながることを目的としたもので、職務遂行能力向上のための研修に関する

事務の一つである。

研修に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 23 条第 8 号の規定に基づき、市教委が行うこととされているが、市教委は、京都市教育委員会通則第 13 条第 1 項において、その権限を市教育長に委任しており、市教委から委任を受けた市教育長が、要綱を定め、市教育長の名前で表彰を行っているものである。

なお、京都府が給料その他の給与を負担する教員の研修についても、地教行法第 58 条の規定に基づき、市教委が行う（実際は、上述のとおり市教育長に委任されている。）こととされている。

- (4) 功績表彰は、市立学校で熱意ある教育実践を行っている教員を、在職年数（概ね 5 年）ごとに区分し、その区分ごとに選考して表彰するもので、一定年数ですべての教員を表彰することを目的としたものではない。

また、職員を表彰する際の副賞として金品を授与することは、地公法第 25 条第 1 項の規定に反しないという有権解釈がある。

- (5) 図書カードは、教員のなお一層の自己研さんに役立つことを考慮して授与している記念品である。

旧表彰制度による表彰を受けた者に対しては、1 万円分の図書券を授与していたが、平成 14 年度の大学卒の小、中学校の教員の初任給が昭和 60 年度当時の約 1.6 倍になっていること等に鑑み、報奨の拡充を図るという観点から、2 万円分の図書カードを授与することとしたもので、記念品として社会通念を逸脱した高額なものではない。

- (6) 図書カード以外の記念品等の授与又は配付の理由は、次のとおりである。

ア 額縁は、表彰状を掲げて被表彰者の目に触れることができるようにすることにより、本人の教育に対する自覚と意欲をより一層継続的に高めることになると判断したため

イ カード立ては、図書カードに表彰の名称、日付等が印刷されていることから、使用後も図書カードを飾り、被表彰者が目にすることができるようにすることにより、教育に対する自覚と意欲を継続的に高めることになると判断したため

ウ 冊子は、表彰式典を円滑に進行するとともに、表彰の記念として保持することにより、教育に対する自覚と意欲を継続的に高めることになると判断したため

エ 記念写真は、被表彰者が保持することにより、教育に対する自覚と意欲を継続的に高めることになると判断したため

オ 紙バラは、混雑する表彰式典の会場で、被表彰者であることが識別でき、表彰式典が円滑に運営できるようにするため配付したもので、表彰式典終了後回収している。

カ 手提げ袋は、額縁等の大きな記念品を持ち帰るため

- (7) 第1回表彰式典は、総合教育センター（旧永松記念教育センター）で開催したが、同センターは、式典目的の施設ではなく、円滑な表彰式典の準備、運営及び収容の面で課題があることに加え、選考会議においても、表彰式典によりふさわしい会場を検討するようとの指摘を受けた。

更に、平成15年度については、10月の段階で、被表彰者の増加が見込まれたため、総合教育センター以外の会場を選定する必要が生じた。

このため、第2回表彰式典の開催に当たっては、公立学校共済組合指定施設やホテル等、市内にある約20箇所の会場の収容人数、交通の利便性、クローク設備の有無、記念撮影の行いやすさ、開催予定日前後の予約状況等を調査し、これらの条件を満たす3つのホテルの中で、最も会場使用料が低価格であった都ホテルで実施することとしたものである。

- (8) 平成14年度の歳出予算については、法第211条及び地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第144条の規定に基づき、議会の議決の対象となる支出科目である款、項に区分し、「平成14年度京都市一般会計予算」として市会に提出しており、併せて提出している「平成14年度京都市一般会計予算 予算に関する説明書」においては、各項目、節等細目に区分し、説明欄には「(7)教職員研修及び学校指導事業費」と記載し、それに係る金額も記載しているが、その中に功績表彰に係る経費を計上している。

功績表彰に係る経費は、若手からベテランまで実績のある多くの教員を表彰する（被表彰者は、選考会議の選考を経ている。）ことに伴うもので、地財法第4条第1項に違反するものでもなく、不当なものでもない。

- (9) 被表彰者の選考は、市立学校の校長又は園長（以下「校長等」という。）からの内申に基づき、選考委員の事前検討を経て、選考会議で審議されている。

- (10) 選考委員については、市教育長が委嘱しているが、教員の日々の教育実践を適正に評価し、幅広い分野、見地から被表彰候補者を検討する必要があること、開かれた選考を行う必要があること等から、保護者・市民の代表、経済界代表及び校長等の代表を含む多様な構成としている。

また、市教委事務局の職員は、全市的な視野で市立学校及び教員の取組を評価し、指導、助言しており、選考委員に加わるのは当然である。関係職員の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、3人の

請求人が立ち会った。

第3 監査の結果

1 事実関係

(1) 教員に適用される給料表に設けられている職務の級は、1級から4級までの4つであり、教員は通常2級に格付けされ、職務給の原則に従う限り、任命権者は、特定の教員に顕著な功績を認めたとしても、当該教員が校長の職務又は教頭の職務等に従事することがなければ、その者を上位の級に格付けることはできない。

(2) 国民会議報告においては、教師の意欲や努力が報われ評価される体制を作るための提言の一つとして、「努力を積み重ね、顕著な効果を上げている教師には、「特別手当」などの金銭的処遇、準管理職扱いなどの人事上の措置、表彰などによって、努力に報いること」が掲げられている。

この国民会議報告を受けて、文部科学省は、平成13年1月25日に「21世紀教育新生プラン」を発表している。同プランにおいては、教師の意欲や努力が報われ評価される体制を作るという政策課題に対応して、優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究を行うことが主要な施策として掲げられており、平成14年度に当該調査研究を全都道府県、指定都市の教育委員会に委託して実施するための予算措置が講じられている。

また、中教審答申においては、冒頭部分で「優秀な教員については、その意欲が報われ、適切な評価や処遇等に反映されていく体制を早急に確立することを求めたい」と述べられ、教員の資質向上に向けての提案の中では「教員一人一人の能力や実績等が適切に評価され、それが配置や処遇、研修等に適切に結び付けられることが必要である」と述べられている。

(3) 市教委は、平成14年4月15日付けで文部科学省から、優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究の委嘱を受け、平成15年3月31日付けで事業完了報告書を提出している。

(4) 要綱は、平成14年8月30日に市教育長の決定により制定されている。これに伴い、旧表彰制度に係る京都市教育委員会教育推進者表彰要綱は、廃止されている。

功績表彰の対象となる教員（在職年数が4年目以上となる者）の数は、平成14年度は5,303人、平成15年度は5,166人（各年度とも11月1日現在）で、その内訳は次の表のとおりである。

年度	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護学校	合計
14	19人	2,700人	1,658人	543人	383人	5,303人
15	17人	2,625人	1,635人	533人	356人	5,166人

- (5) 校長等に対する功績表彰の被表彰候補者の内申の依頼は、市教育長の名前で行われている。

内申書には、推薦の順位、年数区分（在職年数ごとに6区分）、内申の分野（学習指導、生徒指導、人権教育推進、学校運営、部活動指導及びその他の7分野。複数の記載が可能とされている。）、勤務歴、功績内容・推薦理由（教育活動の実践内容を具体的に記載することとされている。）、過去の表彰歴・賞罰、表彰に関わる経歴（備考欄に記載することとされている。）等を記載し、市教育長あてに提出することとされている。

なお、校長等が内申を行うに当たっての基準の提示を市教委に対し求めたところ、要綱及び内申の依頼文書が提出された。

- (6) 校長等からの内申があった教員の数、選考会議に諮問された教員の数及び被表彰者の数は、市教委によれば次の表のとおりである。

年度	校長・園長の内申	選考会議への諮問	被表彰者
14	569人	569人	546人
15	645人	645人	629人

なお、選考会議における被表彰者選考基準の提示を市教委に対し求めたところ、要綱及び内申の依頼文書が提出された。

- (7) 選考会議及び表彰式典の開催日は、次の表のとおりである。

年度	第1回	第2回	(参考)表彰式
14	11月26日	12月3日	12月20日
15	6月25日	10月15日	11月18日

- (8) 被表彰者に授与される表彰状に記載されている表彰者は、市教育長である。

なお、図書カード及びカード立てには、「第 回教育実践功績表彰記念 平成 年 月 日 京都市教育委員会」と記載されている。

- (9) 市会に提出された平成14年度予算及び同15年度予算に係る「予算に関する説明書」においては、旧表彰制度、功績表彰いずれに関しても具体的な記述はされておらず、またいずれの年度の「京都市予算の概要」においても具体的な記述はされていない。

市教委が独自に作成しているものについてみると、平成15年度予算における「教育予算の概要」においては、学習指導の充実の項目中の「(13)教職員の資質・指導力向上」の中に「教育実践功績表彰」の記述が認められるが、平成14年度予算に係る「教育予算の概要」においては、同じ項目の中に旧表彰制度、功績表彰に関する具体的な記述はされていない。

このほか市教委事務局が作成していた事業ごとの予算の内訳を記載し

た資料をみると、平成 14 年度分については、「職務別・課題別研修」及び「研究団体・グループ・教員研究」という事業項目の中に「教職員表彰」という記述が認められ、平成 15 年度分については、平成 14 年度分と同じ事業項目の中に「教育実践功績表彰」の記述が認められる。

- (10) 平成 14 年度及び同 15 年度において、功績表彰に要した経費の内訳は別表のとおりである。

平成 14 年度及び同 15 年度とも、「10 款 教育費、02 項 事務局費」から執行されている。

- (11) 平成 15 年 11 月 18 日決定の経費支出に係る決定書によれば、都ホテルの宴会場（瑞穂の間半室利用）の利用料（消費税及び地方消費税を含まない。）は 2 時間 20 分で 400,000 円、控え室（菊の間及び竹の間）の利用料（消費税及び地方消費税を含まない。）は、2 時間 20 分で各 20,000 円となっている。

都ホテルのホームページに掲載されている料金表をみると、瑞穂の間を半室利用する場合の利用料は 2 時間で 400,000 円、菊の間及び竹の間の利用料は各々 2 時間で 40,000 円となっている。

2 監査委員の判断及び結論

本件請求について、次のとおり判断する。

- (1) 教員に適用されている給料表に設けられている職務の級の数に 4 しかなく、手当の支給についても条例に基づいてしか支給できないことを踏まえると、現時点において、教員の努力の積み重ねによる顕著な効果や熱意ある取組に報い、更に意欲喚起を図るための措置を給与制度のうえで講じることは困難であると考えられる。

このような制約がある中、功績表彰は、教員の努力による成果や熱意ある取組を適正に評価し、顕彰することにより、教員の意欲を継続的に喚起して自己研さんを促し、教育改革の理念の実現に向けて、人材の育成を図っていくという基本的な考え方の下、旧表彰制度を 6 つの観点から再検討し、平成 14 年 8 月 30 日に、教員の研修を実施することについての権限を有する市教育長の決定により、新たに設けられたものである。

- (2) 請求人は、2 年間で教員の総数の 2 割に相当する教員に対し、表彰の名の下に、一人当たり 2 万円分の図書カード（有価物）を授与することは、条例に基づかないでいかなる金銭又は有価物を職員に支給することを禁止した地公法第 25 条第 1 項の規定に違反すると主張している。

法律又はこれに基づく条例に基づかないでいかなる給与その他の給付を職員に支給することを禁止することについては、法第 204 条の 2 にも規定されており、その規定の趣旨は、地公法第 25 条第 1 項と基本的に変

わるところはない。

地方公共団体が職員に記念品や賞品を授与することについては、「それが社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、禁止するものではない」(昭和39年7月14日最高裁判決)とされており、また同判決は、社会通念上儀礼の範囲に属するかどうかについて、支給の趣旨、態様、金額、人員等の点からみて判断しているところである。

被表彰者に対し一人2万円分の図書カードが授与されたことについては、被表彰者ごとの表彰理由が具体的かつ客観的に明らかでなく、また被表彰者の人数が多いという評価は免れないとしても、新しい制度として確立していく時期であった平成14年度及び同15年度については、功績表彰を新たに設けた基本的な考え方及び絶えず研究と修養に努めなければならないとされる教員に対する記念品であることを考慮すると、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと考えられ、地公法第25条第1項及び法第204条の2の規定に違反するとは認められない。したがって、このための経費の支出については違法なものであるとは認められない。

また、功績表彰の記念品として、特別な色(金色)を使ったオーダーメイドとする必要があったのかという点については疑問が残らないわけではないが、被表彰者の今後の自己研さんに役立つものという記念品としての授与目的があり、その購入に当たっては入札に付されているから、不当な経費支出とも言えない。

- (3) 請求人は、図書カード以外の品物の授与又は配付や表彰式典の開催に要した経費の支出については、地財法第4条第1項の規定に違反していると主張している。

地財法第4条第1項の規定に違反するかどうかは、社会的、政策的又は経済的見地からする財務会計職員の裁量を前提としつつ、具体的な支出の目的と効果との均衡、支出額、予算執行時の経済状態等の諸事情の下、社会通念に従って判断されるべきものと考えらる。

以下、図書カード以外の品物の授与又は配付や表彰式典の開催に要した経費の支出について判断する。

額縁については、表彰状を飾るためのもので、表彰状と併せて授与されることもあること、平成14年度及び同15年度ともに、入札に付されたうえで購入されており、また額縁の価額そのものも高額なものではないことから、このための経費の支出については、社会通念を逸脱した違法があるとは言えず、また不当であったとも言うことはできない。

カード立てを授与するための経費の支出については、功績の顕彰のためという一応の理由があり、また購入に当たっては平成14年度及び同15

年度ともに入札に付されていることから、違法又は不当とまでは言えないものの、カード立てを授与する理由についての関係職員の説明は、表彰状を飾るための額縁を授与した理由と内容的に異なるところはなく、その授与につき、積極的な理由は見出し難いことから、今後、慎重な判断を求めざるを得ない支出である。

- (4) 第2回表彰式典の会場に都ホテルの宴会場を利用したことについては、その決定に至るまでに一定の検討が行われたことがうかがえ、また契約価額も同ホテルがホームページに掲載している利用料よりも低廉であること、更に表彰式典について選考委員から改善を求める意見が出されたこと、出席者の人数が600人以上に及んだことを考慮すれば、このための経費の支出については、社会通念を逸脱した違法はなく、また市立学校の教員が被表彰者である表彰式典として華美なきらいがあることは認めないとしても、不当であったとまでは言えない。
- (5) 図書カード、カード立て及び額縁以外の品物の授与又は配付に要した経費の支出並びに都ホテルの宴会場利用料以外の表彰式典の開催に要した経費の支出については、一般に表彰式を開催し、表彰状及び記念品を授与するということが、表彰を受ける人の功績を称え、祝意を表すことであるという点や個々の支出金額そのものも著しく高額ではないことを考慮すると、社会通念を逸脱した違法はなく、また不当であったとまでも言うことはできない。
- (6) 請求人は、平成14年度の功績表彰に関する経費は、予算に計上されておらず、支出の予定金額を歳出予算に計上しなければならない旨を定めた法第210条及び地財法第3条の規定に違反すると主張している。
- しかし、予算の議決の対象は支出科目の款及び項であり、また法第211条第2項及び施行令第144条第1項の規定に基づき議会に提出する歳入歳出予算事項別明細書には、すべての事業項目を網羅して記載することまでは求められていない。
- また、市教委事務局が作成していた平成14年度の事業ごとの予算の内訳を記載した資料には、「教職員表彰」という記述がされており、功績表彰という具体的な内容が決まっていなかったとはいえ、何らかの形で教員の表彰を行うことが予算上も想定されていたことがうかがえる。
- 更に、経費もすべて市会の議決があった「10款 教育費、02項 事務局費」から支出されている。
- したがって、平成14年度の功績表彰に係る費用の支出が法第210条及び地財法第3条に違反するものとは認められない。
- (7) 以上のとおり、平成14年度及び同15年度の功績表彰の実施に伴う経

費の支出については、違法又は不当なものであるとするに足りる事由は認められなかった。

よって、本件請求は棄却する。

付記

本件請求についての監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員の合議により、教育委員会に対し、次の内容の意見を提出することとしたので申し添える。

- 1 教育実践功績表彰（以下「功績表彰」という。）は、教員の努力による成果や熱意ある取組を適正に評価し、顕彰することにより、教員の意欲を継続的に喚起して自己研さんを促し、教育改革の理念の実現に向けて、人材の育成を図っていくという基本的な考え方の下、表彰分野の拡大、表彰要件の緩和、所属内申の重視、表彰機会の拡大、報奨の拡充及び選考過程の透明化の観点から検討を重ね、創設されたものである。

功績表彰の被表彰者の決定は、市立の学校（小学校、中学校、高等学校及び養護学校並びに幼稚園をいう。以下「市立学校」という。）の校長又は園長からの内申に基づいて、教育実践功績表彰選考委員会議に諮問し、同会議の答申を経て行われているところである。

しかしながら、被表彰者が表彰される理由については、当該被表彰者ごとに、具体的かつ客観的に明らかになっているとは言えない。

したがって、功績表彰を創設した基本的な考え方がより一層反映された、効果あるものとなるよう、改善に努められたい。

- 2 功績表彰は、市立学校の教員に対し研修を実施する権限が京都市教育委員会教育長（以下「市教育長」という。）に委任されていることに基づいて、市教育長が表彰を行っているところであるが、京都市教育委員会教育実践功績表彰要綱に「履歴事項として賞罰欄に記載する」と規定されているように、身分取扱的な要素があることも否定できない。

したがって、今後、引き続き功績表彰を実施されるに当たっては、その実施の権限がより明確になるよう、功績表彰の趣旨及び内容を十分に踏まえ、教育委員会における関係規定の整備を行うことを検討されたい。

（監査事務局第一課）